

小樽市立銭函中学校 部活動ガイドライン

令和7年度版

1. 部活動の意義と目的

中学校の部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学年や学級の枠をこえて集い、自発的・自主的に行う活動であり、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を過ごす上で、大変重要な教育活動である。

このガイドラインでいう「部活動」とは、校長を中心とした責任体制のもと、学校教育の一環として行われる活動であり、技術や体力の向上はもとより、生徒の規範意識や社会性、自主性を高めつつ、豊かな人間性を育むことをねらいとするものである。

2. 部活動の位置付け

部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動である「学習指導要領」が部活動の意義に鑑み、本校の教育活動の一環として実施する。

3. 部活動の目標

- (1) 中学生の時期に望ましい心身の発達をはかり、体力の向上と健康の保持増進を目指す。
- (2) 一つの目標に向かって仲間が協力する中で、基本的な行動様式を始め、集団としての規律などの社会性を育てる。
- (3) 部活動に意欲的に取り組ませることにより、個性を伸ばす。
- (4) 部活動を通して互いの心をくみとり合い、深い人間理解に努める。
- (5) 活動で培った精神力や集中力などの力を、学習や家庭生活に生かす。

4. 開設する部について

(1) 設置条件

- ①原則として担当する顧問がいる。
- ②活動場所がある。
- ③人数の条件は以下の表の通りとする。

部活動名	人数の条件（年度当初の登録人数）
文科系	5名程度
運動系（団体種目）	試合に出場することができる人数
運動系（個人種目）	6名以上

(2) 設置方法

部活動の設置は前年度まで設置されていた部を考慮し、生徒の希望調査などを参考にしながら、職員会議を経て学校長が決定する。

(3) その他

- ①基本的には単年度設置とし、年度ごと見直す。同好会は認めない。
- ②複数合同チームがある場合は、その都度協議していく。
- ③拠点校方式を希望する生徒は、年度初めに希望をとり、連絡員は教頭が担当とする。
- ④(1)③の条件が満たされない場合は、休部や廃部等について職員会議で協議する。

5. 部活動への加入・退部について

- (1) 部活動へは希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。
- (2) 加入には保護者の同意を必要とする。
- (3) 部活動は通年活動を原則とするが、やむを得ない場合の途中入退部等について、当該の部活動顧問、担任、保護者が連絡・連携をとり認める。
- (4) 原則、年度途中の転部は認められない。ただし、1年生だけは部活動編成会議後（4月中旬）でも4月いっぱいまでは転部が認められる。

6. 部活動時間について

- (1) 体育行事のある日の放課後は、運動系部活を行わない。
- (2) 平日の部活動
 - ①活動時間は2時間以内とする。
 - ②朝練習は行わない。
 - ③年末休業・年始休業、学校閉庁日の活動は、基本的に行わない。
 - ④一週間に1日以上は休養日を設ける。
- (3) 定期テスト前の部活動
 - ①テスト3日前（土日を含む）から部活動は停止する。
- (4) 休日及び長期休業中の部活動
 - ①活動時間は原則3時間以内とする。
 - ②土日連日の活動は行わない。
- (5) その他の活動日について
 - ①顧問不在の場合は、活動休止日とする。ただし、教育相談などによる日は、担当係（体育行事）により割り当てられた巡回指導者を充てる。活動内容は部員や巡回指導者に顧問がしっかりと伝える。
 - ②職員会議・研修日については、原則的に部活動休止日とする。大会が近い場合（概ね週末）校長の許可を得て活動すること。
 - ③前期保護者懇談（4月）期間は、中体連が近いとため、1・2年生は再登校、もしくは放課後学習会に参加してから部活動に参加する。後期保護者懇談（11月）期間は、原則的に部活動休止日とする。
 - ④体育祭前日と当日は、活動休止日とする。
 - ⑤学校祭期間中は、実施計画に従って活動休止日を設ける。
 - ⑥英語検定実施日は、リスニング試験があるため体育館以外での部活動は、原則的に部活動休止日とする。

7. 部活動推進に関わる留意事項

- (1) 顧問の配置、部活動数について
 - ①各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得る。
- (2) 指導者について
 - ①部活動は指導者の監督の下に行う。
 - ②外部コーチは校長の許可を得て必要な手続きをした上で活用できる。
- (3) 活動の基本姿勢
 - ①部活動は校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基つき行う。各種計画は部活動顧問が保管する。
- (4) 対外試合、練習試合、コンクール等について
 - ①校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。部活動顧問は事前に校長の許可を得る。
 - ②生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。ただし、保護者等の協力が得られる場合には、双方の保護者の確実な了解のもと、保護者の責任において、これを行うものとする。
- (5) 部活動外種目の大会引率について
 - ①部活動外種目の中体連大会（市内大会や全道大会など）への引率は、その都度担当係を中心に協議する。
- (6) 学校生活における部活動参加の位置付け
 - ①授業、学習活動はもとより、生徒会（委員会）活動、学級会活動が部活動よりも優先する。
- (7) 部活動の所属について
 - ①部活動は希望参加制とし、積極的に参加することが望ましい。

② 3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。

(8) 経費について

① 部費とPTAからの補助により活動する。PTAからの補助についてはその規約に従う。

② 部費の管理については、保護者と連携・協議し、適切に執行すること。

(9) 災害の補償について

① スポーツ振興センターの保険を利用する。なお、支給に際しては、活動計画の提示が必要になる。

(10) 部活動に関する意見、要望については教頭を窓口として、郵便またはファクスで受け付け、対応する(小樽市見晴町2-12 0134-62-2870)。

8. 部活動保護者会について

各部の運営にあたっては、その活動を円滑に進めることができるよう保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

9. その他

(1) 部活動での宿泊を伴う練習は禁止とする。(協会や連盟主催による宿泊を伴う練習は、保護者の責任において参加させること。)

(2) 活動時間、下校時間、設備、備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときは、当該部活動を停止することがある。

(3) 運動部の服装は、指定ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。

(4) カバンなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らずに下校する。

(5) 更衣室は更衣のみに使用し、ものを一切置かないこととする。

(6) 用具の出し入れ、鍵の管理など顧問の許可を得ること。

(7) 活動終了後は、清掃、整備を行い部活動顧問が消灯、窓、非常口、火気等の点検を行う。

(8) 月末の平日にノ一部活動デーを設定する。

付則

1. 平成30年4月1日施行
2. 平成31年4月1日改訂・施行
3. 令和2年4月1日改訂・施行
4. 令和3年3月18日改訂・施行
5. 令和4年4月1日改正・施行
6. 令和5年4月4日改正・施行
7. 令和7年4月1日改正・施行